

事務連絡  
平成29年4月7日

各都道府県  
強い農業づくり交付金事業等 担当者殿

農林水産省生産局総務課  
課長補佐（企画調整班担当）

### 強い農業づくり交付金の交付事務について

強い農業づくり交付金につきましては、市町村及び事業実施主体に対して適切にご指導いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本交付金については、「地方分権改革に関する提案（内閣府）（ ）」において、一部市町村から、都道府県と市町村との役割分担のあり方について意見をいただいたところであり、これを受けて、本交付金の交付事務に対する市町村の関与の是非について、都道府県等にアンケート調査を実施したところです。

今般、本アンケート調査の結果を踏まえ、今後の対応方針（別紙）を取りまとめましたので、今後の業務の参考としていただくようお願いします。

なお、現状においても、事業実施主体が、都道府県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う場合等においては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができる仕組みであることを申し添えます。

地方分権改革に関する提案（内閣府ホームページ）

[http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu\\_kekka.html](http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kekka.html)

担当：生産局生産推進室  
企画調整班 今西、鈴木  
電話：03 - 3502 - 5945

(別紙)

強い農業づくり交付金における都道府県と市町村との役割分担のあり方に対する意見を踏まえた今後の対応方針

- 1 強い農業づくり交付金については、「地方分権改革に関する提案(内閣府) ( )」において、一部市町村から、都道府県と市町村との役割分担のあり方について意見をいただいたところである。
- 2 これを踏まえ、市町村の関与の是非について、都道府県等にアンケート調査を実施した結果、都道府県の回答の86%、市長村の回答の60%が「現行どおり市町村を經由」とするものであり、主な理由として、

市の農業振興政策の一環として、交付金を活用して市側から産地に対して産地づくりを誘導したい。

その際、数年先を見据えた事業計画を立案し計画申請をしたいと考えているので要件等は軽々に変えないでほしい。

産地の収益力強化に向けた取組を支援するものであり、当該産地の所在する市町村の関与が必要不可欠である。

等が挙げられたところである。
- 3 他方、少数意見として「必要な見直しを行うべき」という回答もあり、主な理由として、

市町村の予算措置がされるまで事業の交付手続きが進められない場合があり、事業の迅速な実施が出来ない。また、大量の資料が必要であり、市町村において人員が不足する中、対応が困難となっている。

等が挙げられたところである。
- 4 本調査の結果を踏まえ、強い農業づくり交付金の交付事務における都道府県と市長村の役割分担については、基本的には、現行どおりとする。

ただし、事業実施主体が広域的な取組を行う場合又はやむを得ない事情がある場合については、特例として、市町村を經由しないことも可能としているところであり、都道府県においては、本対策の効率的かつ効果的な実施のために必要と認める場合は、都道府県と市町村との役割分担について協議を行うこととされたい。

地方分権改革に関する提案(内閣府ホームページ)

[http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu\\_kekka.html](http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kekka.html)

強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林  
水産事務次官依命通知）（抜粋）

第1～第3（略）

第4 対策の実施等の手続

1 事業実施主体は、別表2に規定するその他必要な事項を内容とする事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

（1）事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。なお、別表1のメニューの欄の1の整備事業（以下「卸売市場施設整備」という。）のうち市町村が開設する卸売市場に係るものには開設者たる市町村長とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体が、都道府県の区域を対象とする等、広域的な取組を行う場合、卸売市場施設整備であって都道府県が開設者となっている中央卸売市場及び地方卸売市場若しくは地方公共団体以外の者が開設者となっている地方卸売市場に係る施設整備である場合又はやむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

（2）～（4）（略）

2～6（略）

第5～第12（略）